

鳩吹台自治会迷惑駐車対策委員会 車の所有者の方へ

団地内の道路上に駐車されている車は、迷惑駐車として記録します。
迷惑駐車が何度も繰り返される時は、警察に通報することもあります。
その場合、警察で「道路交通法」による処分の対象となる事も考えられます。
下記の”駐車違反(迷惑駐車)の例”をよく読んでください。

迷惑駐車は、緊急車両活動の妨げや、交通事故の誘発など、様々な問題を
引き起こす原因となっています。

お互いが最低限のルールを守り、他の人に迷惑を掛けない様に心がけましょう。

駐車違反(迷惑駐車)の例

鳩吹台団地の道路は、ほとんどが”可児市の市道”です。

したがって道路標識や表示が無くても、”道路交通法”の適用を受けます

- ① 交差点内の駐車(交差点内は駐停車禁止)
- ② 横断歩道上の駐車(横断歩道上は駐停車禁止)
- ③ 交差点内の側端又は、道路の曲がり角から5m以内(駐停車の禁止)
- ④ 横断歩道の側端から、前後5m以内(駐停車の禁止)
- ⑤ 上り坂の頂上付近(駐停車の禁止)
- ⑥ バス停の停留所(掲示板)当から10m以内(運行時間中、駐停車の禁止)
- ⑦ 駐車場や車庫などの自動車出入り口から、3m以内(駐車の禁止)
- ⑧ 消火栓や、消防用防火水槽の給水口から、5m以内(駐車の禁止)
- ⑨ 道路の右側の駐車(駐車の禁止)
- ⑩ 道路の同一場所に引き続き、12時間以上(夜間は8時間以上)の駐車禁止

道路交通法第44条関係



道路交通法第47条関係

自動車保管場所法

※公民館グラウンドに駐車されている方へ

- ◆ 公民館グラウンドに駐車する場合は、駐車場許可書が必要となります。
- ◆ 駐車場許可書は、公民館入り口右側の白いポストに入っています。
複写式になっています。記入後、下の紙を破り、車内の外から見える場所に
呈示してください。
- ◆ 1枚の駐車許可書で申請できる期間は最大で1週間です。
- ◆ 駐車許可書の呈示のない車は、迷惑駐車取締の対象となります。